

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく 利根川上流域の減災に係る取組み

～今後の取組方針(案)～

令和6年6月19日

利根川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会

1. 協議会の取組方針

- 第2期（令和3年度～令和7年度）では、第1期に続き、水防災意識社会の再構築を目指し、**57の取り組みを継続**している。

【達成すべき目標】

**利根川上流河川事務所管内の大規模水害に対し、
「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指す。**

減災対策協議会では、河川管理者、気象台、市区町、水防管理者、鉄道事業者を構成員として、河川管理者が実施する「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」、「危機管理型ハード対策」に加え、以下の取り組みを実施する。

減災のための目標達成に向けた3本柱の取り組み

- ① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取り組み
- ② 洪水氾濫における被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取り組み
- ③ 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取り組み

2. 第2期の取組方針

- 第1期の総括を踏まえ、**(1) 優先的に取り組むべき取組み**、**(2) 質的な向上を図る取組み**、**(3) 進捗率向上を目指す取組み**を選定し、メリハリある取組みを行う。

		進捗率 (▲実施中+●実施済)／対象市町数			
		0～49%	50～79%	80～99%	100%
法的 重要性 ↑ 高 ↓ 低	法的背景	進捗度			
	継続性				
	法的義務あり	今後の優先度1			
	A 達成後は点検へ移行	今後の優先度2	今後の優先度3	今後の優先度4	達成
	B 達成後、継続が必要				継続
	努力義務、または関連事項あり	A 達成後は点検へ移行	今後の優先度5	今後の優先度6	達成
	法的位置づけなし	B 達成後、継続が必要	今後の優先度8	今後の優先度9	継続

図 取組みの選定イメージ

(1) 優先的に取り組むべき取組み(例)

- ◆ 法的義務あり、または法的努力義務あり・取組みの目標年が設定されている（下線部）
 - ・No.28 広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知（義務）
 - ・No.35 水防災に関する説明会や避難訓練の開催（努力義務）
 - ・No.36 教員を対象とした講習会の実施
- ◆ 法的義務あり
 - ・No.22 要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進
 - ・No.20 避難場所・避難経路の再確認と改善

(2) 質的な向上を図る取組み(例)

- ◆ 法的義務あり
 - ・No.19 避難指示等の発令基準の改善
- ◆ 法的努力義務あり
 - ・No.9 対策本部、警戒本部等設置時の情報収集伝達設備
 - ・No.16 住民等への情報伝達方法の改善
 - ・No.38 水災害の被害や教訓の伝承、防災知識の住民への周知
 - ・No.51 関係機関、自治体が共同して緊急排水計画(案)を作成
- ◆ 法的制約なし
 - ・No.32 水防災の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置

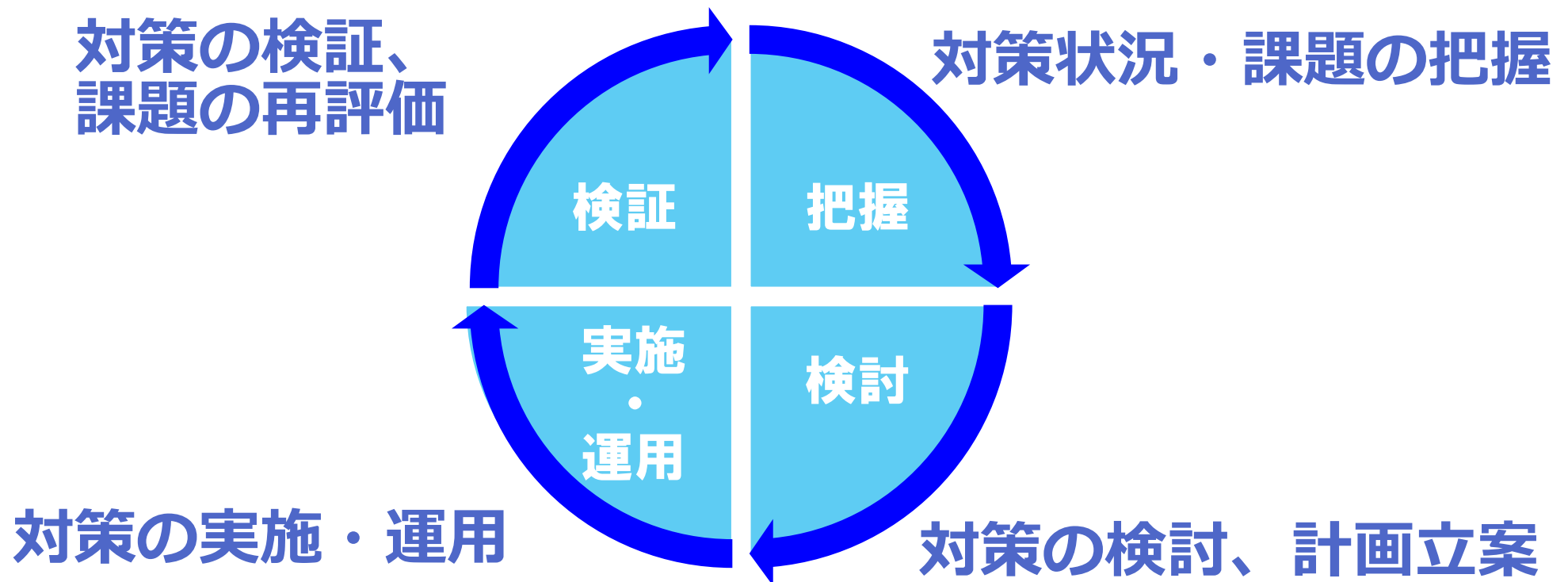
(3) 進捗率向上を目指す取組み(例)

- ◆ 法的努力義務あり
 - ・No.11 まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充
 - ・No.24 大規模工場の避難計画の作成及び訓練の促進
- ◆ 法的制約なし
 - ・No.54 水害に対応した企業BCP策定への支援

2. 第2期の取組イメージ

- 基本的に、取組みは一度実施して終了ではなく、**維持・継続し、定期的に、または災害発生時等に見直しを行いブラッシュアップ**していくことが重要である。

取組みのPDCA



2. 残り2年間の取り組み方

～今後も水防災意識社会の再構築を目指し、**57の取り組みを継続**していく～

- ① 今回のフォローアップ調査にて聞き取りを行った「優先する取組み」について、各機関において着実にメリハリをつけて取組み、主に質的向上を図る。
- ② 各機関における取組みの支援のため、先進的に取組みを行っている機関と、取組みに関して課題を抱えている機関のマッチングを行い、意見交換等を行っていく。
- ③ 令和5年度の重点的に取り組んできた「No.36 教員を対象とした講習会の実施」、「No.22 要配慮者者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進」については、引き続き、進めていく。
- ④ 協議会・幹事会だけではなく、ポータルサイト等を活用して随時、最新の優良事例を共有していくことで、各機関の取組みの推進を図る。